

中野区バリアフリー
交通安全特定事業計画
中野地区

令和8年10月
東京都公安委員会

中野区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「中野地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、中野区バリアフリー基本構想に即して、中野地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	特例都道鮫洲大山線（第420号）	中野通り	中野3丁目33番から 新井1丁目11番まで	JR 中央・総武線 中野駅 東京メトロ 東西線 中野駅	なかの芸能小劇場、スマイルなかの、ドン・キホーテ中野駅前店、なかのサンクオーレ、なかのサンクオーレ内郵便局、三井住友銀行中野支店、りそな銀行中野支店、中野マルイ、盲人自立センター陽光園
2	主要地方道飯田橋石神井新座線（第25号）	早稲田通り	中野4丁目3番から 野方1丁目29番まで		東京警察病院、野方警察署、中野中学校、ディーキャリア IT エキスパート中野オフィス、就労支援センターステッツ中野、中野都税事務所
3	主要地方道飯田橋石神井新座線（第25号）	早稲田通り	新井1丁目11番から 中野5丁目3番まで		ダイソー中野早稲田通り店、中野ブロードウェイ、みずほ銀行中野北口支店、中野五郵便局、昭和区民活動センター
4	特例都道神楽坂高円寺線（第433号）	大久保通り	中野3丁目31番から 中央4丁目43番まで		中野区保健所
5	主要幹線区道16号		中野5丁目31番から 中野2丁目30番まで		ナカノサウステラ、中野税務署、三菱UFJ銀行中野駅前支店・中野駅南口支店・中野支店
6	区道22-20、22-60	けやき通り	中野4丁目9番から 中野4丁目8番まで		中野区役所
7	区道22-90		中野4丁目9番から 中野4丁目14番まで		中野四季の森公園
8	区道22-70、22-450		中野4丁目1番から 中野4丁目23番まで		中野四季の森公園
9	区道22-40		中野4丁目6番から 中野4丁目3番まで		なかのサンクオーレ、なかのサンクオーレ内郵便局

10	区道 22-60		中野 4 丁目 11 番から 中野 4 丁目 7 番まで	JR 中央・総武線 中野駅 東京メトロ 東西線 中野駅	中野区役所
11	区道 22-460		中野 4 丁目 22 番から 中野 4 丁目 12 番まで		東京警察病院、野方警察署
12	区道 24-580		中野 5 丁目 62 番から 中野 5 丁目 50 番まで		ライフ中野駅前店、中野五郵便局
13	区道 24-610		中野 5 丁目 64 番から 中野 5 丁目 56 番まで		
14	区道 24-570		中野 5 丁目 66 番から 中野 5 丁目 67 番まで		
15	区道 24-570		中野 5 丁目 58 番から 中野 5 丁目 59 番まで		
16	区道 24-570、24-630		中野 5 丁目 57 番から 中野 5 丁目 42 番まで		中野共立病院
17	区道 24-560		中野 5 丁目 68 番から 中野 5 丁目 56 番まで		
18	区道 24-550		中野 5 丁目 68 番から 中野 5 丁目 52 番まで		ダイソー中野早稲田通り店、スマイルなかの、中野ブロードウェイ
19	区道 24-100		中野 5 丁目 31 番から 中野 2 丁目 9 番まで		島忠中野店、中央図書館なかの ZERO
20	区道 24-120、24-130		中野 2 丁目 9 番から 中野 2 丁目 4 番まで		紅葉山公園、中野年金事務所
21	主要幹線区道 4 号	もみじ山通り	中野 1 丁目 58 番から 中野 2 丁目 1 番まで		紅葉山公園、中野年金事務所、中野中学校跡施設
22	区道 23-30、23-50		中央 4 丁目 53 番から 中央 4 丁目 58 番まで		桃園区民活動センター
23	区道 23-10、23-20		中央 4 丁目 60 番から 中央 4 丁目 59 番まで		中野総合病院
24	区道 24-20		中野 2 丁目 25 番から 中野 2 丁目 28 番まで		中野郵便局

25	区道 24-30		中野 2 丁目 26 番から 中野 2 丁目 27 番まで	JR 中央・総武線 中野駅 東京メトロ 東西線 中野駅	にじいろルーム中野駅 南口
26	区道 24-40、24-1020		中野 2 丁目 23 番から 中野 2 丁目 27 番まで		
27	区道 22-130		中野 3 丁目 36 番から 中野 3 丁目 31 番まで		
28	区道 24-570		中野 5 丁目 57 番から 中野 5 丁目 37 番まで		パレットひろば
29	区道 24-670		中野 5 丁目 26 番から 中野 5 丁目 38 番まで		メイプルガーデン
30	区道 22-120		中野 3 丁目 37 番から 中野 3 丁目 36 番まで		
31	区道 22-290、22-300		中野 3 丁目 29 番から 中野 3 丁目 31 番まで		中野三丁目敬老館

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 8～17 年度 (継続的に実施)

（注 1） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係

機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

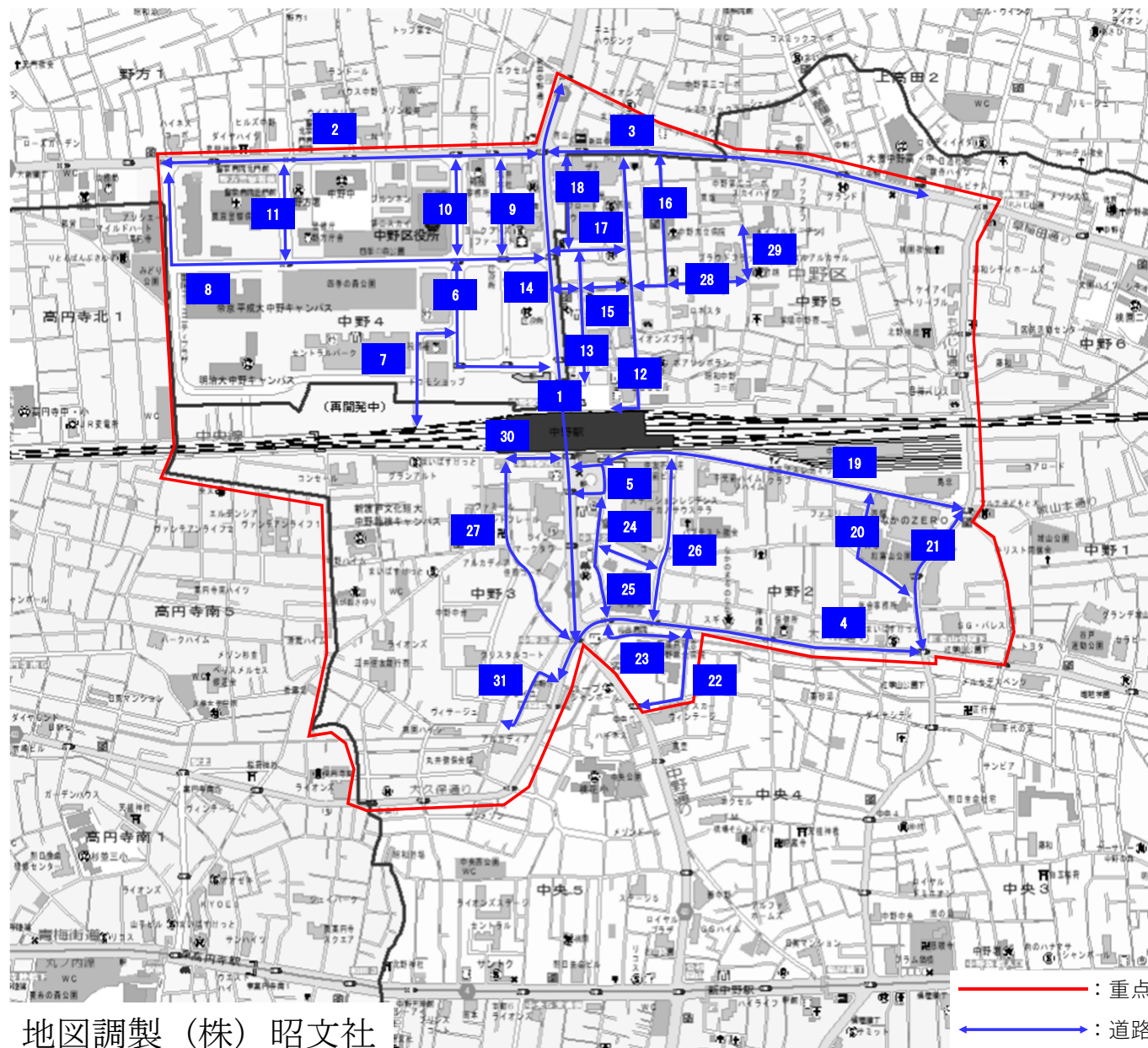
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の手引等に加えて、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	中野区
重点整備地区名	中野地区



地図調製 (株) 昭文社